

一般社団法人日本小児神経学会 倫理委員会細則

第 1 条

この細則は、一般社団法人日本小児神経学会（以下、「本会」という。）定款第 27 条ならびに本会委員会規則別表に基づいて設置される倫理委員会（以下、「本委員会」という。）に関して、目的、所掌業務等の必要事項を定める。

第 2 条

本委員会は、本会の定める行動規範・指針の学会員への周知徹底を図るとともに、小児神経学領域における診療や教育、研究に伴う倫理問題を検討し、隨時提言を行うことを目的とする。

第 3 条

本委員会は、理事会の諮問に応じて以下に掲げる業務を担当する。

- （1）小児神経学領域における診療や教育、研究に伴う倫理問題の検討および提言策定
- （2）倫理問題に関する他の機関等との交流・調整業務
- （3）その他倫理問題に関する業務

第 4 条

1 本委員会は、次の各号に掲げる委員により組織する。

- （1）委員は 10 名以内で構成する。
 - （2）委員は男女両性で構成し、担当理事、および小児神経学領域における経験・識見を有する評議員、ならびに外部委員として人文・社会科学系の有識者あるいは一般の立場を代表する者を含むものとする。
 - （3）委員長及び担当理事は、理事長が委嘱する。
- 2 委員会に委員長を置く。また、必要に応じて、副委員長を置くことができる。
- 3 委員長及び委員の任期は 4 年とする。やむを得ない場合に限り 2 期 8 年までとする。

第 5 条

- 1 本委員会は、委員長が招集し議長となる。
- 2 委員長が必要と認めた場合は、担当理事の承認を得たうえで、本委員会委員以外の者にアドバイザーとして会議への出席を要請し、意見を求めることが

できる。

3 議事は、委員（委員長及び担当理事を含む。）の過半数が出席（委任状による出席を含む。）のうえ、出席者の過半数をもって決する。

4 前項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じて、書面または電磁媒体等を用いた議決を行うことができる。この場合、構成員の過半数をもって決するものとする。

5 委員会の審議内容および活動状況は、担当理事を通じて理事会に報告する。

第 6 条

本委員会の細則、委員会の構成、委員の氏名および議事録は公開するものとする。ただし、守秘義務のある事項は除くこととする。

第 7 条

審査対象となる研究計画等に関係する委員は、当該研究計画等の審査に関与してはならない。ただし、本委員会の求めに応じて、その会議に出席し説明することを妨げない。

第 8 条

この細則の変更は、理事会の承認による。

平成 27 年 8 月 17 日 制定
令和 3 年 10 月 5 日 改定